～寄附をした方、これから寄附を検討している方へ～

個人県民税の寄附金税額控除（奈良県の条例指定寄附金）についてのお知らせ

◆個人県民税の寄附金税額控除制度について

奈良県では、民間公益活動の推進を図る観点から、個人県民税の寄附金税額控除を導入しています。これにより、個人の方が以下の寄附金を行った場合には、寄附者の個人県民税から一定額が控除されます。

【奈良県における条例指定寄附金の対象範囲】

<table>
<tr><th>所得税の控除対象となる寄附金</th><th>個人県民税の控除対象となる寄附金</th></tr>
<tr><td>1 国又は地方公共団体に対する寄附金</td><td>【国への寄附は対象外】
都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）</td></tr>
<tr><td>2 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの
（国公立大学法人、共同募金会、日本赤十字への寄附等）</td><td>奈良県共同募金会・日本赤十字社奈良県支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの</td></tr>
<tr><td>3 特定公益増進法人に対する寄附金
(1) 独立行政法人
(2) 病院事業・社会福祉事業の経営等を主たる目的とする地方独立行政法人
(3) 自動車安全運転センター等
(4) 公益社団法人・公益財団法人
(5) 私立学校法人で一定の要件を満たすもの
(6) 社会福祉法人
(7) 更生保護法人</td><td rowspan="3">○左記2～5の法人又は団体のうち
・県内に主たる事務所を有する法人又は団体
・県外に主たる事務所を有する法人又は団体で県内に事務所を有するもので、知事の指定を受けたもの
・(公財)ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会（令和4年12月31日までの寄付に限る）
※左記3(5)については、特定公益増進法人の証明を受けている法人に限る。また、学校の入学に関して支出した寄附金を除く。
○左記5の認定特定公益信託のうち
奈良県知事又は奈良県教育委員会が所管するもの</td></tr>
<tr><td>4 特定非営利活動法人に対する寄附金</td></tr>
<tr><td>5 一定の要件を満たす特定公益信託への支出金銭</td></tr>
<tr><td></td><td>6 県が条例により指定した特定非営利活動法人
※詳しくは、奈良県青少年・社会活動推進課にお問い合わせ下さい。</td></tr>
</table>

◆個人県民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告等が必要です。

個人県民税の寄附金税額控除を受けるためには、寄附をした翌年の3月15日までに、所轄の税務署に所得税の確定申告等を行う必要があります。

所得税の確定申告を行うことで、所得税の寄附金控除と個人県民税の寄附金税額控除の両方を受けることができます。（申告書の記載の方法等の詳細につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。）

あわせて、寄附をした翌年の1月1日にお住まいの市町村でも寄附金が指定されている場合は、個人市町村民税の税額控除も併せて受けることができます。

なお、所得税が課税されず、個人住民税だけが課税の対象となる場合には、寄附をした翌年の1月1日にお住まいの市町村に対して、住民税用の申告書の提出が必要になります。

また、上記６の県が条例により指定した特定非営利活動法人に対する寄附に関しては、所得税の控除対象とはならないため、個人県民税の寄附金税額控除を受けるには、寄附をした翌年の１月１日にお住まいの市町村に対して、住民税用の申告書の提出が必要です。

◆申告には、寄附をした際に受け取った寄附金受領証明書（領収書）が必要です。

申告には、寄附をした際に受け取った寄附金受領証明書（領収書）を添付する必要がありますので、大切に保管しておいてください。また、寄附先が学校法人や特例民法法人の場合には、特定公益増進法人である旨を主務官庁が証明した書類の写しを申告に添付する必要がありますので、当該書類についても寄附先から交付を受けてください。

〈裏面につづく〉

◆寄附金税額控除の計算例

＜計算例＞　給与収入500万円の世帯（夫婦2人）を想定[所得税適用税率10%]

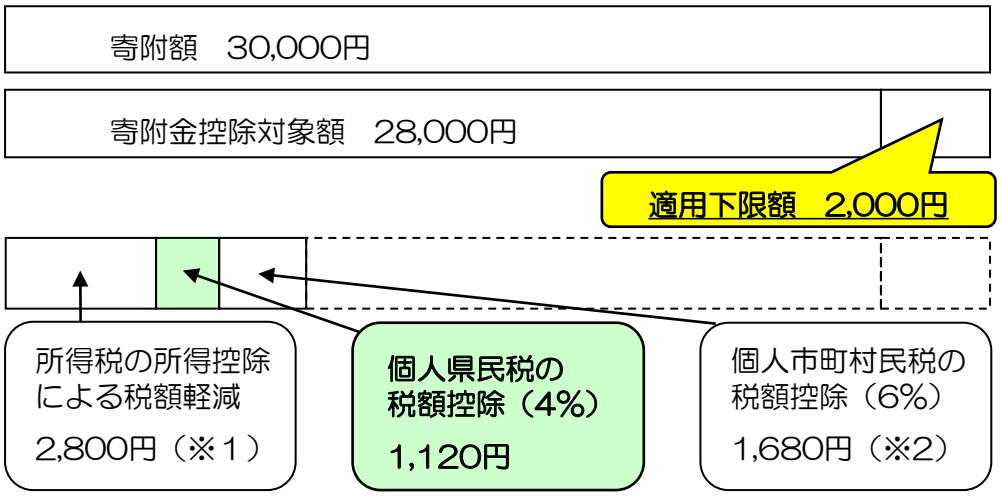

※１　一定の条件を満たす認定ＮＰＯ法人等に対する寄附金については、所得税の税額控除（40%）を選択可能です。

※２　市町村において、当該寄附金を寄附金税額控除の対象としている場合に限ります。

(注)　県が条例により指定した特定非営利活動法人に対する寄附に関しては、市町村において寄附金税額控除の対象としている場合を除き、個人県民税の税額控除のみとなります。

◆個人市町村民税の寄附金税額控除が受けられるかどうかは、確認が必要です。

個人県民税と個人市町村民税は両方併せて各市町村で課税・徴収を行っていますが、寄附金税額控除の対象となる寄附金は、県・市町村がそれぞれ条例で指定しています。（指定していない市町村もあります。）

個人市町村民税は、各市町村の条例で指定している場合に限って税額控除の対象となりますので、詳しくはお住まいの市町村税務担当課にお問い合わせください。

◆転居した場合について

寄附金を支払った年の翌年１月１日前に、奈良県の区域外に転居した場合は、転居先の都道府県において寄附をした法人又は団体に対する寄附金が条例指定されていなければ、都道府県民税の寄附金税額控除の適用は受けられません。

寄附時点の住所地の都道府県において、寄附をした法人又は団体に対する寄附金が条例指定されていない場合であっても、寄附金を支払った年の翌年１月１日前に奈良県の区域内に転居した場合は、当該団体が奈良県の指定の要件を満たしていれば、個人県民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。

◆お問い合わせ先

奈良県総務部税務課税制企画係　　電話：０７４２－２７－８３６３（直通）

ホームページアドレス　http://www.pref.nara.jp/33392.htm